

介護保険の福祉用具について

福祉用具とは？

介護保険では、要支援・要介護の認定を受けた方が在宅でサービスを受ける場合、福祉用具の貸与（レンタル）又は福祉用具の購入の2つの制度により、定められた福祉用具を利用することができます。

福祉用具の貸与（レンタル）について

介護保険では、ご自宅で使う様々な福祉用具を1割から3割の自己負担で借りることができます。福祉用具を借りる場合は、まず担当のケアマネジャーにご相談ください。

下記⑦～⑩以外は介護度により、特別な場合を除き介護保険制度では借りることができません。

貸与で利用できる福祉用具

①車いす ・自走用車いす ・介助用車いす ・普通型電動車いす	②車いす付属品 ・クッション、パッド ・電動補助装置 ・テーブル ・ブレーキ	③特殊寝台 ・背の角度や床の高さを調整できるものなど	④特殊寝台付属品 ・サイドレール ・マットレス ・ベッド用手すり ・テーブル ・スライディングボード
⑤床ずれ防止用具 ・空気圧や水圧などにより体の圧迫を軽減して床ずれを予防する全身用のマット	⑥体位変換器 ・空気パッドやシートなどを体の下に入れて体位を変換するもの	⑦手すり ・床などに置いて使用するもの ※ネジなどで固定するものは住宅改修となります	⑧スロープ ※1 ・段差解消のためのもので取り外しや持ち運びが容易なもの ※取付に工事が伴うものは住宅改修となります
⑨歩行器 ※1 ・下に車のついた歩行車 ・4本の脚がフレームでつながっている歩行器 ・二輪、三輪、四輪のものは、体の前及び左右を囲む把手等があるもの。	⑩歩行補助つえ ※1 ・松葉づえ ・カナディアンクラッチ ・ロフトランドクラッチ ・プラットホームクラッチ ・多点つえ	⑪認知症老人徘徊感知器 ・認知症老人が屋外へ出ようとした時などに、センサーで感知して家族などへ通知するもの	⑫移動用リフト ・体を吊り上げて移動させるもの ※つり具の部分は福祉用具の購入となります
⑬自動排泄処理装置 ※次の要件を全て満たすものとなります ・尿又は便が自動的に吸収されるもの ・尿と便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するもの ・要介護者又はその介護を行う者が容易に使用できるもの		※1一部購入可能 福祉用具貸与の内容や価格は、担当のケアマネジャー、地域包括支援センターの担当職員または貸与の事業者にお問い合わせください。	

福祉用具の購入について

直接、肌にふれて使用する福祉用具は、貸与（レンタル）になじまないため、購入にかかった費用の7割から9割分を支給します（購入費の1割から3割は自己負担です）。購入の前に、まず担当のケアマネジャーにご相談ください。ケアマネジャーがいない場合は、「特定福祉用具販売」「特定介護予防福祉用具販売」の指定を受けている販売店の福祉用具専門相談員にご相談ください。

支給の限度額は1年間に10万（支給額は7割～9割：7万～9万）円までです。

！「特定福祉用具販売」「特定介護予防福祉用具販売」の指定を受けている販売店から購入したもののみが支給の対象となります。

購入できる福祉用具

【貸与で利用可能できる福祉用具】内に一部購入可能品あり。

①腰掛便座 - 和式便器の上に置いて腰掛式に変えるもの - 洋式便器の上に置いて高さを補うもの - ポータブルトイレ	②自動排泄処理装置の交換部品 - レシーバー、チューブ等 ※専用パッド、洗浄液等対象外。	③排泄予測支援機器 ※専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等は対象外
④入浴補助用具 - 入浴用いす - 浴槽内いす - 浴槽用手すり - 入浴台 - 浴室（浴槽）内すのこ - 入浴用介助ベルト ※滑り止めマットは対象外です。	⑤簡易浴槽 空気式や折りたたみ式などで簡単に移動ができるもの	⑥移動用リフトのつり具 - 移動用リフトに連結し体を包んで支えるもの ※移動用リフトの本体は福祉用具の貸与となります。

購入費の支給を受けるまでのながれ手順

① 福祉用具購入について担当のケアマネジャー等に相談する。



② 対象となる福祉用具を「特定福祉用具販売」「特定介護予防福祉用具販売」の指定を受けている販売店から購入する（受領委任払の場合は費用の1割から3割分を販売業者に支払います）



③ 市役所に支給の申請をする。



④ 申請の翌月、ご本人（受領委任払の場合は販売業者）の口座に7割から9割分が振り込まれます。

申請に必要な書類

◆申請書

ご本人のお名前で記入してください。
また、購入費の支給は銀行振込みとなりますのでご本人名義（受領委任払の場合は販売業者）の銀行口座を記入してください。

◆領収書

ご本人の名義のものを持参してください。コピーの場合も、市役所の窓口で原本を提示してください。

◆福祉用具のパフレットなど

購入したものが確認できるパフレットなど（コピーでもよい）。

◆納品書又は請求書の写し（必要に応じて）

価格が、パフレットに掲載されている定価より安い場合に販売価格を確認できるものを提示してください。

福祉用具購入についての内容や申請については、担当のケアマネジャー、地域包括支援センターの担当職員、販売の事業者または市役所介護高齢福祉課（直通 65-4151）までお願いします。